

# 令和元年定例第2回市議会会議録(第1日)

令和元年5月27日午前9時30分定例第2回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

|    |            |     |            |
|----|------------|-----|------------|
| 1番 | 奥  菌  由美子  | 10番 | 瀬  口  健    |
| 2番 | 吉  原  政  宏 | 11番 | 川  口  正  宏 |
| 3番 | (欠  員)     | 12番 | 壇  康  夫    |
| 4番 | 末  吉  達二郎  | 13番 | 中  尾  眞智子  |
| 5番 | 古  賀  義  教 | 14番 | 中  島  一  博 |
| 6番 | 前  原  武  美 | 15番 | 坂  口  孝  文 |
| 7番 | (欠  員)     | 16番 | 宮  本  五  市 |
| 8番 | 上津原  博     | 17番 | 牛  嶋  利  三 |
| 9番 | 荒  卷  隆  伸 |     |            |

2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 田中裕樹 | 係長 | 堤和美  |
| 参与     | 馬場洋輝 | 書記 | 大木新介 |

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

|                 |       |                              |       |
|-----------------|-------|------------------------------|-------|
| 市長              | 松嶋盛人  | 環境衛生課長                       | 松尾和久  |
| 副市長             | 宮寄敬介  | 農林水産課長                       | 宮崎眞一  |
| 教育長             | 待鳥博人  | 商工観光課長                       | 岡俊幸   |
| 監査委員            | 平井常雄  | 上下水道課長                       | 甲斐田裕士 |
| 総務部長            | 西山俊英  | 学校教育課長                       | 藤吉裕治  |
| 保健福祉部長          | 松尾博   | 農業委員会事務局長                    | 池田政俊  |
| 市民部長<br>兼市民課長   | 築地原良太 | 総務課長補佐<br>兼人事係長              | 平川貞雄  |
| 環境経済部長          | 坂田良二  | 税務課長                         | 吉開照修  |
| 建設都市部長          | 富重巧齊  | 子ども子育て課長                     | 松藤典子  |
| 教育部長            | 野田圭一郎 | 都市計画課長                       | 松尾秀勝  |
| 消防長             | 北嶋俊治  | 秘書広報課長                       | 久保井千代 |
| 総務課長            | 椛嶋晋治  | 税務課長補佐<br>兼資産税係長             | 松尾郁代  |
| 財政課長            | 木村勝幸  | 税務課市民税係長                     | 野田英一  |
| 企画振興課長          | 堤則勝   | 福祉事務所福祉総務・障がい福祉係<br>福祉総務担当係長 | 上田愛   |
| 財政課長補佐<br>兼財政係長 | 大坪康春  | 上下水道課上水道係長                   | 松尾友博  |
| 福祉事務所長          | 木村加代子 | 上下水道課庶務係上水道担当係長              | 今村武彦  |
| 健康づくり課長         | 田中聡美  |                              |       |

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 会期の決定について
- (2) 会議録署名議員の指名について
- (3) 監査報告について（例月出納検査）
- (4) 請願付託の報告について
- (5) 議案一括上程
- (6) 提案理由説明
- (7) 報告第1号 平成30年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- (8) 報告第2号 平成30年度みやま市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- (9) 報告第3号 平成30年度みやま市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- (10) 報告第4号 平成30年度みやま市生活排水処理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- (11) 同意第10号 農業委員会委員の任命について
- (12) 同意第11号 農業委員会委員の任命について
- (13) 同意第12号 農業委員会委員の任命について
- (14) 同意第13号 農業委員会委員の任命について
- (15) 同意第14号 農業委員会委員の任命について
- (16) 同意第15号 農業委員会委員の任命について
- (17) 同意第16号 農業委員会委員の任命について
- (18) 同意第17号 農業委員会委員の任命について
- (19) 同意第18号 農業委員会委員の任命について
- (20) 同意第19号 農業委員会委員の任命について
- (21) 同意第20号 農業委員会委員の任命について
- (22) 同意第21号 農業委員会委員の任命について
- (23) 同意第22号 農業委員会委員の任命について
- (24) 同意第23号 農業委員会委員の任命について
- (25) 同意第24号 農業委員会委員の任命について

- (26) 同意第25号 農業委員会委員の任命について
- (27) 同意第26号 農業委員会委員の任命について
- (28) 同意第27号 農業委員会委員の任命について
- (29) 同意第28号 農業委員会委員の任命について
- (30) 承認第1号 専決処分の承認について（専決第1号 みやま市税条例等の一部を改正する条例の制定）
- (31) 承認第2号 専決処分の承認について（専決第2号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）
- (32) 承認第3号 専決処分の承認について（専決第3号 みやま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定）
- (33) 承認第4号 専決処分の承認について（専決第4号 平成31年度みやま市一般会計補正予算（第1号））
- (34) 議案第29号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (35) 議案第30号 みやま市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (36) 議案第31号 みやま市森林環境譲与税基金条例の制定について
- (37) 議案第32号 みやま市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (38) 議案第33号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (39) 議案第34号 みやま市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- (40) 議案第35号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- (41) 議案第36号 第2次みやま市総合計画について
- (42) 議案第37号 財産の取得について
- (43) 議案第38号 令和元年度みやま市一般会計補正予算（第2号）
- (44) 議案第39号 令和元年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

午前 9 時 30 分 開会

○議長（牛嶋利三君）

ただいまから令和元年定例第 2 回市議会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会期の決定について

○議長（牛嶋利三君）

日程第 1. 会期の決定についてを議題といたします。

本件は、先日の議会運営委員会において協議をしていただいておりますので、委員長の報告を求めてまいります。宮本議会運営委員会委員長お願いします。

○議会運営委員長（宮本五市君）（登壇）

おはようございます。令和元年第 2 回定例会の運営につきまして、5 月 17 日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について御報告申し上げます。

第 1 に、本会議に付議されました案件は、請願 1 件、報告 4 件、同意 19 件、承認 4 件、議案 11 件でございます。

第 2 に、本会議の開催は本日 5 月 27 日から 6 月 7 日までの 12 日間といたします。

第 3 に、その日程でございますが、日程につきましては既に皆様に資料を配付しておりますので、御参照方お願い申し上げます。

第 4 に、審議方法について申し上げます。

請願第 1 号につきましては、総務常任委員会に付託といたします。

同意第 10 号から同意第 28 号までの 19 件及び承認第 1 号から承認第 4 号までの 4 件につきましては、即決といたします。

次に、議案第 29 号、議案第 36 号、議案第 38 号及び議案第 39 号の 4 件につきましては、全体審議といたします。

議案第 30 号、議案第 31 号、議案第 35 号及び議案第 37 号の 4 件につきましては、総務常任委員会付託といたします。

議案第 32 号及び議案第 33 号の 2 件につきましては、文教厚生委員会付託といたします。

議案第 34 号につきましては、産業建設常任委員会付託といたします。

以上、議会運営委員会の決定の報告を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（牛嶋利三君）

ここで皆さんにお諮りをいたします。本定例会の会期は本日から6月7日までの12日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月7日までの12日間と決定をいたしました。

## 日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（牛嶋利三君）

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、8番上津原博君、9番荒巻隆伸君、この兩名を指名いたします。

## 日程第3 監査報告について（例月出納検査）

○議長（牛嶋利三君）

日程第3. 監査報告について。

監査委員の報告を求めてまいります。平井監査委員お願いいたします。

○監査委員（平井常雄君）（登壇）

改めておはようございます。それでは、例月出納検査の結果について御報告を申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月出納検査を行いましたので、同条第3項の規定によりその結果を次のとおり御報告申し上げます。

検査の対象といたしましては、みやま市の一般会計、特別会計及び公営企業会計に属する出納状況でございます。

検査の時期といたしましては、平成31年1月分を2月26日、2月分を3月26日、3月分を4月26日に実施をいたしました。

その検査の結果、現金の出納及び保管につきましては、各月月末現在におけるところの各会計別歳出簿の現金額は、指定金融機関残高表及び支払証憑書類、その他関係諸帳簿と照合いたしました結果、何ら非違事項、また指摘事項も認められず、全て適正に処理されておりました。

以上、御報告を終わります。

#### 日程第4 請願付託の報告について

##### ○議長（牛嶋利三君）

日程第4．請願付託の報告について。

請願第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書について紹介議員の説明を求めてまいります。10番瀬口健君、説明をお願いします。

##### ○10番（瀬口 健君）

地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書について御説明をいたします。

2019年3月27日、参議院本会議において2019年度予算が可決成立しました。一般会計総額は当初予算としては初の100兆円を超し、7年連続で過去最大を更新しました。税収は過去最大の62兆5,000億円を見込まれていますが、名目経済成長率を2.4%と設定するなど、過大な経済成長を想定したものであり、また、財政再建という課題の解決につながるかは極めて不明確であります。

地方財政計画は、国の施策に伴い必要となる地方の歳出に対し、自治体が標準的な行政水準を確保するための財源を保障したものです。そのため、政府が毎年1月に公表する地方財政計画の財政規模は、毎年度の自治体予算編成の指針となっています。地方自治体にとって安定的な行財政運営を行うためにも、地方財政計画における適切な額の確保が不可欠であります。

政府予算・地方財政全体の予算は、6月ごろに政府がまとめる「経済財政運営と改革の基本方針2019」（骨太方針）において2020年度予算の基本方針が定められると認識しております。この時期に照準を合わせ、地方議会から地方財政と社会保障の重要性を発信し、政府・国会に意見反映を求める必要があります。

安定的な財政運営を実現し、地域の行政サービスの水準を守っていくため、2020年度政府予算における地方財政の充実・強化を目指す必要がありますので、今みやま市議会におきましても、国の関係機関へ意見書を提出していただきますよう要請するものでございます。

御審議の上、採択くださるようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

##### ○議長（牛嶋利三君）

請願第1号は総務常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第5 議案一括上程

○議長（牛嶋利三君）

日程第5．議案の一括上程を行ってまいります。

報告第1号から第4号までの4件、同意第10号から第28号までの19件、承認第1号から第4号までの4件、議案第29号から第39号までの11件を一括議題といたします。

日程第6 提案理由説明

○議長（牛嶋利三君）

日程第6．市長の提案理由説明を求めてまいります。松嶋市長お願いいたします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

皆様おはようございます。本日ここに令和元年第2回みやま市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともに御多忙中の中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。どうもありがとうございます。

さて、本議会に御提案いたします議案につきまして御説明申し上げます。

今議会に提案し、御審議をお願いいたします案件は、お手元に配付しております報告第1号 平成30年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから議案第39号 令和元年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）までの38件でございます。

まず、報告第1号から報告第4号までにつきましては、平成30年度の一般会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、生活排水処理事業特別会計の4会計につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費の繰越計算書を調製いたしましたので、議会に報告するものでございます。

次に、同意第10号から同意第28号につきましては、現在の農業委員会委員の任期が令和元年7月19日で満了することから、後任の農業委員会委員19名の同意をお願いするものでございます。

次に、承認第1号から承認第4号までにつきましては、法令の施行に合わせ、みやま市税条例及びみやま市国民健康保険税条例並びにみやま市介護保険条例の一部をそれぞれ改正する条例、また、平成31年度みやま市一般会計補正予算（第1号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第29号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、消費税法等の一部改正に伴い、地方消費税を含む消費税の税率が本

年10月1日より10%に改められることに伴い、23件の関係条例を改正するものでございます。

次に、議案第30号 みやま市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行により人事院規則が改正されたことに伴い、時間外勤務命令を行うことができる上限を定めるなど所要の措置が必要であるため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第31号 みやま市森林環境譲与税基金条例の制定につきましては、本年度より森林環境譲与税が譲与されることから、森林環境譲与税を財源とする基金を設置することにより森林の整備及びその促進に関する施策の推進を図るため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第32号 みやま市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、条例を改正するものでございます。

次に、議案第33号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、条例を改正するものでございます。

次に、議案第34号 みやま市都市公園条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消費税率の改定や都市公園の使用許可等に係る使用料の見直し等に伴い、条例を改正するものでございます。

次に、議案第35号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定につきましては、不正競争防止法等の一部を改正する法律等の改正により消防庁の火災予防条例（例）が一部改正されたことに伴い、条例を改正するものでございます。

次に、議案第36号 第2次みやま市総合計画につきましては、第1次みやま市総合計画の計画期間終了に伴い、新たに令和元年度を起点とする向こう10年間の第2次みやま市総合計画基本構想を策定しましたので、みやま市議会の議決に付すべき事件に関する条例に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第37号 財産の取得につきましては、みやま市消防団に配備する消防車両の購入に当たり、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第38号及び議案第39号につきましては、本年度予算の補正をお願いするものでござい

ます。

今回の一般会計の補正予算は、市県民税非課税者及び3歳半未満の子供がいる世帯に対して発行されるプレミアム付商品券への補助や、幼児教育無償化による認定こども園等に要する給付費などを追加いたしております。

また、コミュニティ助成事業補助金のほか、ため池ハザードマップの作成や耐震調査に関する委託料を追加いたしております。

次に、介護保険事業につきましては、消費税率引き上げに伴い、低所得の高齢者の介護保険料が軽減されますことから、歳入予算の財源更正を行うものでございます。

なお、各議案等の詳細につきましては後ほど担当より御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上が今議会に提案いたしております議案でございます。よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

#### 日程第7 報告第1号

##### ○議長（牛嶋利三君）

日程第7. 報告第1号 平成30年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を求めてまいります。西山総務部長お願いします。

##### ○総務部長（西山俊英君）（登壇）

皆様おはようございます。報告第1号 平成30年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

さきの平成31年3月議会で議決いただきました平成30年度みやま市一般会計補正予算（第5号）で定めた繰越明許費に基づき、別紙、繰越明許費繰越計算書のとおり本年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

国の補正予算に対応して追加いたしました事業や計画に関する諸条件等で年度内に完成できなかった事業など、全10件の繰越明許費につきまして、繰越計算書の翌年度繰越額のとおり本年度に繰り越して執行するものでございます。また、その財源につきましても事業ごとに説明いたしております。

以上、報告第1号 平成30年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につつまし

て説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第1号 平成30年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

#### 日程第8 報告第2号

○議長（牛嶋利三君）

日程第8. 報告第2号 平成30年度みやま市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を求めてまいります。富重建設都市部長お願いいたします。

○建設都市部長（富重巧齊君）（登壇）

おはようございます。それでは、報告第2号 平成30年度みやま市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

さきの平成31年3月議会で議決いただきました平成30年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）で定めた繰越明許費に基づき、別紙、繰越明許費繰越計算書のとおり本年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

計画に関する諸条件により年度内に完成できなかった事業2件の繰越明許費につきまして、繰越計算書の翌年度繰越額のとおり、本年度に繰り越して執行するものでございます。また、その財源につきましても事業ごとに説明いたしております。

以上、報告第2号 平成30年度みやま市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第2号 平成30年度みやま市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

#### 日程第9 報告第3号

○議長（牛嶋利三君）

日程第9. 報告第3号 平成30年度みやま市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を求めてまいります。引き続き富重建設都市部長お願いいたします。

○建設都市部長（富重巧齊君）（登壇）

報告第3号 平成30年度みやま市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

さきの平成31年3月議会で議決いただきました平成30年度みやま市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）で定めた繰越明許費に基づき、別紙、繰越明許費繰越計算書のとおり本年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

計画に関する諸条件により年度内に完成できなかった事業1件の繰越明許費につきまして、繰越計算書の翌年度繰越額のとおり、本年度に繰り越して執行するものでございます。また、その財源につきましても事業ごとに説明いたしております。

以上、報告第3号 平成30年度みやま市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第3号 平成30年度みやま市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

#### 日程第10 報告第4号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10. 報告第4号 平成30年度みやま市生活排水処理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を求めてまいります。引き続き富重建設都市部長お願いいたします。

**○建設都市部長（富重巧齊君）（登壇）**

報告第4号 平成30年度みやま市生活排水処理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

さきの平成31年3月議会で議決いただきました平成30年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）で定めた繰越明許費に基づき、別紙、繰越明許費繰越計算書のとおり本年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

計画に関する諸条件により年度内に完成できなかった事業1件の繰越明許費につきまして、繰越計算書の翌年度繰越額のとおり、本年度に繰り越して執行するものでございます。また、その財源につきましても事業ごとに説明いたしております。

以上、報告第4号 平成30年度みやま市生活排水処理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

それでは、これより質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第4号 平成30年度みやま市生活排水処理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

**日程第11～第29 同意第10号～同意第28号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第11. 同意第10号 農業委員会委員の任命についてから日程第29. 同意第28号 農業委員会委員の任命についてまでの19件について提案理由の説明を求めてまいります。松嶋市長お願いします。

**○市長（松嶋盛人君）（登壇）**

同意第10号から第28号 農業委員会委員の任命について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、現在の農業委員会委員の任期が令和元年7月19日で満了するのに伴い、後任の農業委員会委員を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

委員任命におきましては、農業委員の過半数は認定農業者とすること、農業者以外の者で中立な立場で公正な判断をすることができる者を1人以上入れること、女性・青年を積極的に登用することが法律で定められており、提案いたします農業委員会委員につきましては、それらの条件を満たしているものでございます。

なお、本提案につきましては、農業委員会委員定数が19名であることから同意第10号から同意第28号までを一括してお願いしたいと存じます。

提案方法といたしまして、同意番号及び氏名のみを申し上げますので、よろしくお願いたします。

それでは、御提案申し上げます。

同意第10号、新開文則氏、同意第11号、内藤秋彦氏、同意第12号、山下秀徳氏、同意第13号、平川弘義氏、同意第14号、河野義明氏、同意第15号、河野和夫氏、同意第16号、佐藤典美氏、同意第17号、徳永順子氏、同意第18号、野田恵次氏、同意第19号、河野正春氏、同意第20号、大城祐吉氏、同意第21号、原田龍三郎氏、同意第22号、池田正幸氏、同意第23号、中川原大吉氏、同意第24号、田崎明氏、同意第25号、加藤和己氏、同意第26号、木下正信氏、同意第27号、岡田佳子氏、同意第28号、嶋芙沙子氏であります。

それぞれの議案に選出区分や経歴等の資料を添付しておりますので、御参照いただければと存じます。

また、新たな農業委員会委員の任期につきましては、本年7月20日から令和4年7月19日までの3年間となります。

以上、御提案申し上げましたが、よろしく御審議の上、御同意をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

それでは、これより質疑を行ってまいります。質疑は同意第10号から同意第28号まで一括で行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております同意第10号から同意第28号までの19件につきましては、会

議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よつて、同意第10号から同意第28号までの19件につきましては、委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論を行つてまいります、討論及び採決は議案ごとに分けて行ひます。

まず、日程第11. 同意第10号 農業委員会委員の任命について討論を行つてまいります。

同意第10号の討論につきましては、ただいまのところ通告はあつておりませぬけれども、討論ございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第10号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第10号は同意することに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よつて、同意第10号 農業委員会委員の任命につきましては同意することと決定をいたしました。

次に、日程第12. 同意第11号 農業委員会委員の任命について討論を行ひます。

同意第11号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませぬが、討論ございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第11号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第11号は同意することに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第11号 農業委員会委員の任命につきましては同意することと決定をいたしました。

次に、日程第13. 同意第12号 農業委員会委員の任命について討論を行います。

同意第12号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第12号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第12号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、同意第12号 農業委員会委員の任命については同意することと決定をいたしました。

次に、日程第14. 同意第13号 農業委員会委員の任命について討論を行います。

同意第13号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第13号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第13号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、同意第13号 農業委員会委員の任命については同意することに決定をいたしました。

次に、日程第15. 同意第14号 農業委員会委員の任命について討論を行います。

同意第14号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第14号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第14号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、同意第14号 農業委員会委員の任命については同意することと決定をいたしました。

次に、日程第16. 同意第15号 農業委員会委員の任命について討論を行います。

同意第15号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第15号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第15号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、同意第15号 農業委員会委員の任命については同意することと決定をいたしました。

次に、日程第17. 同意第16号 農業委員会委員の任命について討論を行います。

同意第16号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第16号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第16号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、同意第16号 農業委員会委員の任命については同意することと決定をいたしました。

次に、日程第18. 同意第17号 農業委員会委員の任命について討論を行います。

同意第17号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第17号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第17号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、同意第17号 農業委員会委員の任命につきましては同意することと決定をいたしました。

次に、日程第19. 同意第18号 農業委員会委員の任命について討論を行います。

同意第18号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第18号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第18号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、同意第18号 農業委員会委員の任命については同意することと決定をいたしました。

次に、日程第20. 同意第19号 農業委員会委員の任命について討論を行います。

同意第19号の討論につきましては、ただいまのところ通告はあっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第19号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第19号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第19号 農業委員会委員の任命については同意することと決定をいたしました。

次に、日程第21. 同意第20号 農業委員会委員の任命について討論を行います。

同意第20号の討論につきましては、ただいまのところ通告はあっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第20号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第20号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第20号 農業委員会委員の任命につきましては同意することと決定をいたしました。

次に、日程第22. 同意第21号 農業委員会委員の任命について討論を行います。

同意第21号の討論につきましては、ただいまのところ通告はあっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第21号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第21号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、同意第21号 農業委員会委員の任命については同意することと決定をいたしました。

次に、日程第23. 同意第22号 農業委員会委員の任命について討論を行います。

同意第22号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第22号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第22号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、同意第22号 農業委員会委員の任命については同意することと決定をいたしました。

次に、日程第24. 同意第23号 農業委員会委員の任命について討論を行います。

同意第23号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第23号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第23号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、同意第23号 農業委員会委員の任命については同意する

ことと決定をいたしました。

次に、日程第25、同意第24号 農業委員会委員の任命について討論を行います。

同意第24号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第24号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第24号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第24号 農業委員会委員の任命については同意することと決定をいたしました。

次に、日程第26、同意第25号 農業委員会委員の任命について討論を行います。

同意第25号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第25号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第25号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第25号 農業委員会委員の任命につきましては同意することと決定をいたしました。

次に、日程第27、同意第26号 農業委員会委員の任命について討論を行います。

同意第26号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第26号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第26号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第26号 農業委員会委員の任命については同意することと決定をいたしました。

次に、日程第28. 同意第27号 農業委員会委員の任命について討論を行います。

同意第27号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第27号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第27号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第27号 農業委員会委員の任命については同意することと決定をいたしました。

次に、日程第29. 同意第28号 農業委員会委員の任命について討論を行います。

同意第28号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第28号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第28号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、同意第28号 農業委員会委員の任命については同意することと決定をいたしました。大変お疲れさんでございました。

ここで暫時休憩をいたします。休憩後の会議は10時35分再開ということで休憩をいたします。

午前10時23分 休憩

午前10時35分 再開

**○議長（牛嶋利三君）**

休憩前に引き続き会議を再開してまいります。

**日程第30 承認第1号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第30. 承認第1号 専決処分の承認について（専決第1号 みやま市税条例等の一部を改正する条例の制定）について提案理由の説明を求めます。築地原市民部長兼市民課長お願いします。

**○市民部長兼市民課長（築地原良太君）（登壇）**

皆さんおはようございます。では、承認第1号 専決処分の承認について提案理由の御説明を申し上げます。

専決第1号 みやま市税条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により平成31年3月29日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めらるものでございます。

本件は、地方税法、地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部改正に関する法令等が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、本条例につきまして所要の改正を行ったものでございます。

改正の主なものといたしましては、市民税につきましては、寄附金税額控除に関するもの、住宅借入金等特別税額控除に関するもの及び非課税範囲に関するものでございます。

固定資産税につきましては、固定資産税の課税標準の特例に関するもの、高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋に係る固定資産税の減額に関するもの及び熊本地震に係る固定資産税の特例に関するものでございます。

軽自動車税につきましては、種別割の税率の特例に関するもの及び環境性能割の軽減に関

するものでございます。

新旧対照表の次に改正内容の資料を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

1つ教えてください。今度、消費税関係で環境税になりますよね。そして、取得税がなくなる予定ですよね。この税収はどうなりますか。

○議長（牛嶋利三君）

吉開税務課長。

○税務課長（吉開照修君）

お尋ねの件は、軽自動車税につきまして、自動車取得税が本年10月1日に廃止となりまして自動車環境性能割が創設される。それに伴って税収がどうなるのかということでのお尋ねだと思います。

これにつきましては、国、県、法令等を整備した上で、税源に同程度の収入が入る、その見込みで、一般会計のほうで環境性能割の歳入設定をしているところでございます。

以上でございます。（発言する者あり）同程度と見込んでおります。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

税制が変わって、みやま市にとって収入がどうなるかまだわかっていない——環境税になるわけでしょう。自動車取得税は今までの実績があるでしょう。それとの比較はどうなんですかと。まだ細部がわからんならわからんということでもいいんだけど、予算を組む関係上、当然わかつとかにやいかんでしょう。

○議長（牛嶋利三君）

吉開税務課長。

○税務課長（吉開照修君）

今現在、税務財政当局とのすり合わせではございますけれども、同程度の歳入を見込んで

いるというところでございます。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。（「結構です」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております承認第1号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第1号は委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論を行ってまいります。承認第1号の討論につきましては、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第1号を採決いたします。

お諮りをいたします。承認第1号は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第1号 専決処分の承認について（専決第1号 みやま市税条例等の一部を改正する条例の制定）は承認することと決定をいたしました。

#### 日程第31 承認第2号

○議長（牛嶋利三君）

日程第31. 承認第2号 専決処分の承認について（専決第2号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）について提案理由の説明を求めてまいります。引き続き築地原市民部長兼市民課長お願いします。

○市民部長兼市民課長（築地原良太君）（登壇）

承認第2号 専決処分の承認について提案理由の御説明を申し上げます。

専決第2号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により平成31年3月29日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本件は、地方税法、地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部改正に関する法令等が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、本条例につきまして所要の改正を行ったものでございます。

改正の主なものといたしまして、国民健康保険税の基礎課税額につきまして、その課税限度額を580千円から610千円に改正したものでございます。

また、国民健康保険税の減額措置につきまして、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずる金額を275千円から280千円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額を500千円から510千円に改正したものでございます。

新旧対照表の次に改正内容の資料を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております承認第2号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第2号は委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論を行います。承認第2号の討論につきましては、ただいまのところ通告が

あっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第2号を採決いたします。

お諮りをいたします。承認第2号は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第2号 専決処分の承認について（専決第2号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）は承認することと決定をいたしました。

### 日程第32 承認第3号

○議長（牛嶋利三君）

日程第32. 承認第3号 専決処分の承認について（専決第3号 みやま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定）について提案理由の説明を求めてまいります。松尾保健福祉部長お願いします。

○保健福祉部長（松尾 博君）（登壇）

改めましておはようございます。それでは、承認第3号 専決処分の承認につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

専決第3号 みやま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により平成31年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

本件は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定に関する政令の一部を改正する政令等が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、本条例におきまして所要の改正を行ったものでございます。

改正内容といたしましては、消費税による公費を投入して低所得者の保険料をさらに軽減強化するものとして、所得段階が第1段階の対象者につきまして保険料基準額に対する割合を0.45から0.375とし29,250円に、新たに第2段階を0.625とし48,750円に、また、第3段階を0.725の56,550円と定めたものでございます。

新旧対照表の次に改正内容の資料を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上、御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております承認第3号は、会議規則第37条第3項の規定のよりまして委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第3号は委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論を行います。承認第3号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第3号を採決いたします。

お諮りをいたします。承認第3号は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第3号 専決処分の承認について（専決第3号 みやま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定）は承認することと決定をいたしました。

#### 日程第33 承認第4号

○議長（牛嶋利三君）

日程第33. 承認第4号 専決処分の承認について（専決第4号 平成31年度みやま市一般会計補正予算（第1号））について提案理由の説明を求めてまいります。西山総務部長お願

いします。

**○総務部長（西山俊英君）（登壇）**

承認第4号 専決処分の承認について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、東山老人ホーム組合が平成31年3月31日付をもって解散し、同日付で打ち切り決算となったことから、未払いの経費等について、地方自治法第179条第1項の規定のより、平成31年4月1日付で平成31年度みやま市一般会計補正予算（第1号）の専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるところでございます。

組合の経費等につきましては、解散までの間にできるだけ支払いを完了させることとしておりましたが、本年3月の落雷で施設の非常用発電装置が破損し、早急に対応する必要が生じたため、ほかの未払いの経費等と合せまして事務を承継しました4月1日付で専決処分を行ったものでございます。

平成31年度みやま市一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算にそれぞれ72,198千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18,367,198千円といたしております。

まず、歳入予算ですが、予算書6ページからでございます。

18款 繰入金、2項1目 財政調整基金繰入金を75,000千円減額し、19款1項1目の前年度繰越金に2,525千円、20款 諸収入の4項4目 雑入に、旧東山老人ホーム組合決算剰余金134,021千円、措置費10,540千円などを追加いたしております。

続きまして歳出予算ですが、予算書9ページをお願いいたします。

3款 民生費、1項3目 旧東山老人ホーム組合管理費に、職員退職手当組合負担金4,286千円、柳川市への解散清算負担金58,111千円、先ほどの非常用発電装置の補償費3,888千円、そのほか需用費などの未払いの経費を計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております承認第4号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして

委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第4号は委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論を行ってまいります。承認第4号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第4号を採決いたします。

お諮りをいたします。承認第4号は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第4号 専決処分の承認について（専決第4号 平成31年度みやま市一般会計補正予算（第1号））は承認することと決定をいたしました。

#### 日程第34 議案第29号

○議長（牛嶋利三君）

日程第34. 議案第29号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について提案理由の説明を求めてまいります。引き続き西山総務部長お願いします。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

議案第29号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が平成28年11月に改正され、地方消費税を含む消費税の税率が現行の8%から本年10月1日より10%に改められることに伴い、みやま市立学校施設整備利用条例など23件の関係条例を改正するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願いいた

します。

○議長（牛嶋利三君）

ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員会付託を省略することと決定いたしました。

### 日程第35 議案第30号

○議長（牛嶋利三君）

日程第35. 議案第30号 みやま市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を求めます。引き続き西山総務部長お願いいたします。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

議案第30号 みやま市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行により、国家公務員に対する長時間労働の是正などを定める人事院規則が改正されたことに伴い、本条例を改正するものでございます。

人事院規則の改正では、時間外勤務命令を行うことができる上限設定時間を、原則として1カ月に45時間、かつ1年について360時間の範囲内とし、大規模災害を除く多忙な業務においても、1カ月に100時間、かつ1年について720時間の範囲内とすることなどが定められ、あわせて職員の健康確保の強化が図られております。

地方公務員につきましても、国との均衡の原則により必要な措置を講ずるよう求められており、長時間労働の是正に伴う必要な事項について規則へ委任する改正を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

ちょっとお尋ねですけど、みやま市の時間外勤務は結構、年々増加しておったと思うんですけど、この改正によりまして、前年これを超えたような実績も多分あるんじゃないかというか、その点を踏まえて、これは4月から施行ですかね、それでどういう状況か、そこだけ教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

総務課長。

○総務課長（梶嶋晋治君）

それでは、私のほうから御説明いたします。

先ほど時間外勤務を超えている分ということで、現状の件ですけれども、まず、平成30年度の全体的な時間としましては50,000時間を超えるような状況でございます。

それから、勤務時間の上限を定めております45時間を超える部分につきましては、全体で約23%、36係のところでは上限を超えるような状況でございます。

それから、年360時間を超える分につきましても、同じく全体で9%ぐらいの職員に対して19係、そちらのほうで360時間を超えるような状況でございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

問題意識を当局のほうも持ってあって、これをどうしていくかということで、私も委員会とかいろんなところで事務量調査をすべきじゃないかというような提言をしております。こういうふうな改正になった契機によろしく願いしておきます。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。（「結構です」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第30号は、総務常任委員会に付託することにしたいと

思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第30号は総務常任委員会に付託することと決定をいたしました。

#### 日程第36 議案第31号

○議長（牛嶋利三君）

日程第36. 議案第31号 みやま市森林環境譲与税基金条例の制定について提案理由の説明を求めます。引き続き西山総務部長お願いいたします。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

議案第31号 みやま市森林環境譲与税基金条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や自然災害の防止など、森林の持つ公益的機能の維持増進を図るため、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日より施行されたことに伴い、本年度より森林環境譲与税が譲与されることから、森林環境譲与税基金を設け、積み立てを行うものでございます。

基金条例の内容でございますが、第1条は、基金を設置する目的を規定しております。基金は、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てることとしております。

続いて、第2条、積み立てから、第8条、委任までの規定につきましては、既に設置いたしております基金条例と同様に、基金の管理や運用方法等を定めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号は、総務常任委員会に付託をすることにしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

よって、議案第31号は総務常任委員会に付託することと決定をいたしました。

**日程第37 議案第32号**

○議長（牛嶋利三君）

日程第37. 議案第32号 みやま市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を求めます。松尾保健福祉部長お願いします。

○保健福祉部長（松尾 博君）（登壇）

それでは、議案第32号 みやま市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、関係条例を改正するものでございます。

改正の主な内容としましては、災害援護資金の貸し付けの条件となっている連帯保証人の必要要件の緩和及び貸し付け利率の変更や償還方法の拡充などがございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第32号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第32号は文教厚生常任委員会に付託することと決定をいたしました。

**日程第38 議案第33号**

○議長（牛嶋利三君）

日程第38. 議案第33号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を求めます。引き続き松尾保健福祉部長お願いします。

**○保健福祉部長（松尾 博君）（登壇）**

議案第33号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容としましては、放課後児童支援員の資格認定につきまして、同条例第10条第3項各号のいずれかに該当する者で、都道府県知事が行う研修を修了した者となっておりますが、本改正により指定都市の長が行う研修を修了した者も資格認定ができることとするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行います。質疑ありませんか。12番壇康夫君。

**○12番（壇 康夫君）**

ちょっと教えていただきたいのが、今までは県知事が行う研修と、今後は指定都市の長が行う研修というのは、例えば、みやま市の長という意味で指定都市に入るのかどうか、どこか近隣の都市に行かないかんのか、その辺だけ教えてください。なかなか今なり手が少ない中で、こういう条件緩和ということでしょうから、その辺だけ教えてください。

**○議長（牛嶋利三君）**

松藤子ども子育て課長お願いします。

**○子ども子育て課長（松藤典子君）**

壇議員さんの御質問ですけれども、今回、指定都市とされておりますが、近くでいいですと福岡市でしたり、北九州市、そういった大都市といいますか、そういった都市の長が行う研修ということになっております。開催時期とか開催場所については、県知事とそういった指定都市の長との今からの協議ということで、開催の場所等につきましてはまだこれからだというふうに聞いております。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第33号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第33号は文教厚生常任委員会に付託することと決定をいたしました。

#### 日程第39 議案第34号

○議長（牛嶋利三君）

日程第39. 議案第34号 みやま市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を求めます。富重建設都市部長お願いいたします。

○建設都市部長（富重巧齊君）（登壇）

それでは、議案第34号 みやま市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、都市公園を使用する際の使用料等につきまして見直しを行うものでございます。

改正の内容につきましては、本年10月からの消費税の改定に伴い、基本的には使用料に増税分を転嫁することといたしておりますが、入場料等につきましては都市公園の利用増進の観点から据え置いた価格といたしております。

第7条につきましては、事業者が公園内に施設を設置し、管理する場合の使用料について別表を新たに定めております。

また、第8条の許可に係る使用料につきまして、近隣市を参考にしながら所要の改正を行っております。

以上、御説明いたしました。よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第34号は、産業建設常任委員会に付託することにした  
と思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第34号は産業建設常任委員会に付託することと決定  
をいたしました。

#### 日程第40 議案第35号

○議長（牛嶋利三君）

日程第40. 議案第35号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について提案  
理由の説明を求めます。北嶋消防長お願いします。

○消防長（北嶋俊治君）（登壇）

皆様改めましてこんにちは。議案第35号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の  
制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、不正競争予防法等の一部を改正する法律及び住宅用防災機器の設置及び維持に関  
する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布により、消防庁の火  
災予防条例（例）が改正されましたことに伴い、本市の火災予防条例につきましても所要の  
改正を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し  
上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

今、瀬口議員が所用で出られておりますが、瀬口議員も御異議なしということによろしい

ですかね。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第35号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第35号は総務常任委員会に付託することと決定をいたしました。

#### 日程第41 議案第36号

○議長（牛嶋利三君）

日程第41. 議案第36号 第2次みやま市総合計画について提案理由の説明を求めます。西山総務部長お願いいたします。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

議案第36号 第2次みやま市総合計画について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、平成21年度に策定いたしました第1次みやま市総合計画が平成30年度をもって計画の最終年度を迎えたことに伴い、今後の本市のまちづくりの方向性を示すことを目的に、新たに第2次みやま市総合計画を策定するものでございます。

総合計画につきましては、まちづくりの総合的な計画として最上位に位置づけられるもので、本市の総合的かつ計画的な行政運営を進める上で基本的な指針となるものでございます。

第2次総合計画の計画期間は、本年度より令和10年度までの10年間といたしており、みやま市議会の議決に付すべき事件に関する条例の規定に基づき、計画の基本構想に係る部分につきまして議会の議決をお願いするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員会付託を省略することと決定いたしま

した。

#### 日程第42 議案第37号

##### ○議長（牛嶋利三君）

日程第42. 議案第37号 財産の取得について提案理由の説明を求めます。北嶋消防長お願いいたします。

##### ○消防長（北嶋俊治君）（登壇）

議案第37号 財産の取得について提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、みやま市消防団水上第2分団の消防車両更新のため、消防車両1台を購入するもので、その予定価格が20,000千円以上となりますことから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

購入に際しましては、消防本部において消防ポンプ自動車の各仕様書策定を行い、指名競争入札を行ったところでございます。

その結果、消防ポンプ自動車1台の取得価格は19,910千円、契約の相手は株式会社倉重ポンプ商会でございます。

なお、消防車両購入に係る財源としまして、緊急防災・減災事業債を活用するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

##### ○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第37号は、総務常任委員会に付託をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第37号は総務常任委員会に付託することと決定をい

たしました。

#### 日程第43 議案第38号

##### ○議長（牛嶋利三君）

日程第43. 議案第38号 令和元年度みやま市一般会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を求めます。木村財政課長お願いいたします。

##### ○財政課長（木村勝幸君）（登壇）

改めまして皆様こんにちは。それでは、議案第38号 令和元年度みやま市一般会計補正予算（第2号）について提案理由の御説明を申し上げます。

なお、本年度予算につきましては、平成31年3月議会におきまして平成31年度予算として可決いただいたところですが、本年5月1日以降は令和元年度予算と読みかえることといたしておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、御説明いたします。

令和元年度みやま市一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算にそれぞれ359,651千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18,726,849千円といたしております。

まず、予算書5ページの第2表 債務負担行為補正でございます。市営駐車場機器等管理委託料などにつきまして、本年10月からの消費税率の引き上げに伴います限度額の追加をいたしております。

次に、歳入予算の主なものについて御説明いたします。

予算書8ページをお願いいたします。

2款. 地方譲与税、3項1目. 森林環境譲与税は、本年4月1日より施行されました森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき譲与されます森林環境譲与税2,020千円を計上いたしております。

次に、予算書9ページの9款. 地方特例交付金、2項1目. 子ども・子育て支援臨時交付金は、本年10月からの幼児教育無償化に伴う市の負担増に対しまして、本年度は消費税率引き上げによる地方消費税交付金の増収がわずかであることから臨時的に交付される交付金で、27,000千円を計上いたしております。

次に、予算書10ページの12款. 分担金及び負担金、1項1目. 保育所入所児童保護者負担金は幼児教育無償化に伴う保育料の減収分で、46,724千円を減額いたしております。

次に、予算書11ページ、14款. 国庫支出金、1項1目1節の介護保険低所得者保険料軽減

負担金は消費税率引き上げに伴う低所得の高齢者の介護保険料軽減分に対します国の負担金13,769千円を、2節. 子どものための教育・保育給付費負担金は幼児教育無償化に伴います国の負担金54,610千円を追加しております。

続きまして、予算書12ページの2項2目1節. 社会福祉費補助金は、消費税率引き上げに伴います低所得者及び子育て世帯へのプレミアム付商品券の発行に係る事務費13,861千円と25%のプレミアム分に当たります事業費40,000千円を計上いたしております。

次に、予算書13ページ、15款. 県支出金、1項1目1節の介護保険低所得者保険料軽減負担金6,884千円及び2節. 子どものための教育・保育給付費負担金27,305千円は、消費税率引き上げに伴います介護保険料の軽減、幼児教育無償化によります県負担金を追加いたしております。

続きまして、予算書14ページ、2項4目の食料産業・6次産業化交付金は、6次産業化市場の規模拡大に向けた持続可能な循環資源活用の推進を支援するもので、3,477千円を計上いたしております。また、農村地域防災減災事業費補助金75,000千円は、国に指定された防災重点ため池のハザードマップ作成及び耐震調査に対します県補助金を計上いたしております。

続きまして、予算書16ページの18款. 繰入金、2項1目. 財政調整基金繰入金は、歳入歳出の差額調整のため基金繰入金を35,000千円減額するものでございます。

次に、予算書17ページ、19款1項1目の前年度繰越金は、一般財源の額を調整し、追加をいたしております。

次に、予算書18ページ、20款. 収入、4項4目のプレミアム付商品券販売収入160,000千円は、低所得者・子育て世帯プレミアム付商品券の販売収入を計上いたしております。

続きまして、歳出予算の主なものを御説明いたします。

予算書19ページからでございます。

2款. 総務費、1項6目. 企画事務費のコミュニティ助成事業補助金2,500千円は、自治総合センターから内示がありました堀切区公民館の備品整備について助成するものでございます。

9目. 森林環境譲与税基金費2,021千円は、本年度より譲与されます森林環境譲与税とその利子を積み立てることといたしております。

次に、予算書20ページの3款. 民生費、1項1目の低所得者・子育て世帯プレミアム付商

品券事業費は、本年10月からの消費税率引き上げに伴います低所得者及び子育て世帯に対するプレミアム付商品券の発行に係る経費で、商品券販売手数料2,380千円、商品券作成提供業務委託料8,700千円、商品券交付金2億円のほか、プレミアム付商品券事業に必要な経費を計上いたしております。

また、介護保険事業特別会計繰出金27,540千円は、消費税率引き上げに伴う低所得の高齢者の介護保険料軽減による減収分を介護保険事業特別会計へ繰り出すものでございます。

続きまして、予算書21ページ、2項2目．子どものための教育・保育給付費は、幼児教育無償化に伴います電算システムの改修委託料8,173千円及び認定こども園や幼稚園への施設型給付費の追加分21,112千円を計上いたしております。

次に、予算書22ページの6款．農林水産業費、1項3目のメタン発酵消化液等利用促進事業費補助金3,477千円は、バイオマスセンターで製造される液肥の利用促進・普及啓発を図るため、バイオマスセンターの管理受託者へ助成するものでございます。

5目の農業用施設整備事業費は、国から指定を受けた防災重点ため池のうち、15カ所のハザードマップを追加作成しますとともに、4カ所の耐震調査を実施するもので、委託料75,000千円を計上いたしております。

次に、予算書23ページ、9款．消防費、1項2目の消防団活動費4,435千円は、消防団活動時における通信体制の充実を図るため、デジタルトランシーバー70基を購入し、配備するものでございます。

次に、予算書24ページの10款．教育費、1項2目の事務局費は、平成30年度に株式会社道の駅みやまから受けました寄附金1,500千円を活用して、ビデオプロジェクターや英語教材図書などの学校備品を購入するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

ただいま議題となっております議案第38号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第38号は委員会付託を省略することと決定いたしま

した。

#### 日程第44 議案第39号

##### ○議長（牛嶋利三君）

日程第44. 議案第39号 令和元年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を求めます。引き続き木村財政課長お願いいたします。

##### ○財政課長（木村勝幸君）（登壇）

それでは、議案第39号 令和元年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の御説明を申し上げます。

令和元年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、介護保険事業勘定の歳入予算の財源更正のみを行うものでございます。したがって、歳入合計及び歳入歳出予算の総額に変更はございません。

予算書は4ページからとなります。

1款. 介護保険料、1項1目の第1号被保険者保険料は、消費税率引き上げに伴い低所得の高齢者の介護保険料が軽減されますことから、特別徴収分26,438千円、普通徴収分1,102千円をそれぞれ減額いたしております。

続きまして、予算書5ページの7款. 繰入金、1項3目の低所得者保険料軽減繰入金は、介護保険料の減収分に対応して、一般会計からの繰入金27,540千円を計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

##### ○議長（牛嶋利三君）

ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第39号は委員会付託を省略することと決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

なお、次の本会議は5月28日——あすでございますが、28日となっておりますので、御承

知おきをお願いいたします。

午前11時31分 散会